

健康保険高齢受給者基準収入額適用申請について

1. 基準収入額適用申請の手続方法について

現在負担割合が3割と判定されている方で、前年または前々年の収入が下記の「負担割合を3割から2割に変更する場合の収入基準額」に該当する場合、「健康保険高齢受給者基準収入額適用申請書」に必要事項を記入し前年（申請時期によって前々年）の収入額が分かる証明書等を添付してご提出ください。基準収入額内であると判定された場合、申請のあった月の翌月から2割負担になります。なお、対象となる収入が下記の「基準収入額」を超えている場合は提出不要です。

2. 健康保険高齢受給者証について

対象者は70歳～74歳の被保険者及び被扶養者です。70歳に達したときに健康保険証とは別に個人単位で**高齢受給者証（ピンク色のカード）**が交付されます。この証には対象者の氏名等とともに医療機関における窓口負担の割合と発効年月日（効力が発生する日）が記載されています。70歳の誕生日を迎えた翌月から（1日生まれの方は当月から）該当することになりますので、医療機関で受診するときは健康保険証と高齢受給者証をセットで提示してください。

3. 高齢受給者証の負担割合の判定方法について（医療機関窓口での負担割合）

- ① 70歳～74歳までの被保険者
 - i. 標準報酬月額が28万円未満の場合 → 2割負担
 - ii. 標準報酬月額が28万円以上の場合 → 3割負担
- ② 被扶養者
 - i. 69歳までの被保険者に扶養されている70歳以上の場合 → 2割負担
 - ii. 70歳～74歳までの被保険者に扶養されている70歳以上の場合
 - ・被保険者の標準報酬月額が28万円未満の場合 → 2割負担
 - ・被保険者の標準報酬月額が28万円以上の場合 → 3割負担

4. 基準となる収入額について（負担割合を3割から2割に変更する場合の収入基準額）

- ① 70歳以上の被扶養者がいる場合
被保険者と被扶養者の前年（申請時期によって前々年）の収入合計額が520万円未満
- ② 70歳以上の被扶養者がいない場合
被保険者の前年（申請時期によって前々年）の収入額が383万円未満
- ③ 70歳以上の被扶養者がいない場合で、旧被扶養者(※)がいる場合
被保険者と旧被扶養者(※)の前年（申請時期によって前々年）の収入合計額が520万円未満
(※)被扶養者であった方が後期高齢者医療制度に移行したため被扶養者でなくなった方

5. 添付書類について

対象者の収入額が分かる書類として、「市区町村で発行される課税証明書」・「公的年金等の支払通知書」・「給与所得の源泉徴収票」等必ず収入額が記載されている証明書が必要になります。

- ① 申請のあった月の翌月が1月～8月の場合、「前々年の収入額が分かる証明書」
- ② 申請のあった月の翌月が9月～12月の場合、「前年の収入額が分かる証明書」